

重要説明事項

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション シエル
所在地	岡山県岡山市中区海吉 1794 番地 3 号
連絡先	086-207-2642
管理者名	福田 貴通
サービス種類	訪問看護
健康保険指定番号	0190817 号
介護保険指定番号	3360190817 号
サービス提供地域	岡山市全域

サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	9:00 ~ 17:00
土曜日	9:00 ~ 17:00
定休日	日・祝日・12/30 ~ 1/3・8/13 ~ 8/15

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師(1名管理者と兼務)	7名	1名	8名
看護補助員		名	名	名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 086-207-2642

担当部署: 訪問看護ステーション シエル

担当者: 福田 貴通

受付時間: 午前9:00 ~ 午後5:00

ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

<介護保険の方>

岡山市事業指導課

電話 086-212-1013

岡山県国民健康保険団体連合会 苦情受付

電話 086-223-8811

この頁以下余白

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

在宅医療が必要と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

<医療保険>

(1) 利用料金

老人訪問看護：下記料金の 1 割又は 3 割（一定以上所得のある方）

一般訪問看護：下記料金の 3 割又は 2 割（就学前まで）

訪問看護基本療養費	看護師	准看護師
週 3 日まで	5,550 円/日	5,050 円/日
4 日目以降	6,550 円/日	6,050 円/日
緩和・褥瘡認定看護師の場合	12,850 円/日	
訪問看護基本療養費	看護師	准看護師
週 3 日まで	4,300 円/日	3,800 円/日
4 日目以降	5,300 円/日	4,800 円/日
緩和・褥瘡認定看護師の場合	12,850 円/日	
訪問看護基本療養費	看護師	准看護師
入院中の外泊（1 回/月）	8,300 円/日	
精神科訪問看護基本療養費	看護師	准看護師
週 3 日まで（30 分未満）	4,250 円/日	3,870 円/日
週 3 日まで（30 分以上）	5,550 円/日	5,050 円/日
4 日目以降（30 分未満）	5,100 円/日	4,720 円/日
4 日目以降（30 分以上）	6,550 円/日	6,050 円/日
精神科訪問看護基本療養費	看護師	准看護師
訪問看護基本療養費 に準ずる		
精神科訪問看護基本療養費	看護師	准看護師
同一日に 2 人		
週 3 日まで（30 分未満）	4,250 円/日	3,870 円/日
週 3 日まで（30 分以上）	5,550 円/日	5,050 円/日
4 日目以降（30 分未満）	5,100 円/日	4,720 円/日
4 日目以降（30 分以上）	6,550 円/日	6,050 円/日
同一日に 3 人以上		
週 3 日まで（30 分未満）	2,130 円/日	1,940 円/日
週 3 日まで（30 分以上）	2,780 円/日	2,530 円/日
4 日目以降（30 分未満）	2,550 円/日	2,360 円/日
4 日目以降（30 分以上）	3,280 円/日	3,030 円/日

管理療養費	月の初日	7,440 円/日
	2 日以降	3,000 円/日

医療保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

夜間 18 時から 22 時 早朝 6 時から 8 時は 25 % の加算となります。 深夜 22 時から翌日 6 時は 50 % の加算となります。

○サービスの加算料金

加 算 項 目	加算料金
特別管理加算（重症度の高いもの）	2,500 円（5,000 円）/月
緊急訪問看護加算（月 14 日まで）	2,650 円/日
緊急訪問看護加算（月 15 日以降）	2,000 円/日
難病等複数回訪問加算	2 回 4,500 円/日 3 回以上 8,000 円/日
長時間訪問看護加算（人工呼吸器装着の方）	5,200 円/週
乳児幼児加算（6 歳未満）厚生労働大臣が定めるもの	1,800 円/日
上記以外の場合	1,300 円/日
夜間・早朝訪問加算/深夜訪問加算	夜間・早朝 2,100 円 深夜 4,200 円/回
退院時共同指導加算	8,000 円/月（難病の方は月 2 回まで）
特別管理指導加算	2,000 円/回
加 算 項 目	加算料金
退院支援指導加算（難病等の方）	6,000 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円（月 2 回まで）
ターミナル療養費（特養などの場合）	25,000（1,0000）円
訪問看護情報提供療養費（求めに応じて）	1,500 円/月
複数名訪問加算（看護補助者の場合、週 3 回まで）	4,300 円（3,000 円）/週
24 時間対応体制加算（希望者のみ）	6,800 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円/月
訪問看護ベースアップ評価料	780 円/月

長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 2 時間以上の指定訪問看護を行った場合加算する。

医療保険法が改正になりました場合、利用料金は変更となります。 保険証、医療受給者証などを確認させていただきます。変更がありましたらお知らせ下さい。

< 1 ヶ月の利用料の目安 >

基本療養費 × 【サービス利用回数】 = 合計 _____ 円

↓

_____ 円 + 【加算料金】 + 【保険外費用】 = 利用料金合計 _____ 円

(2) 医療保険給付対象外サービス

保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

<介護保険 ()は介護予防の単位数)>

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20 分未満	314 単位 (303 単位)	393 単位 (379 単位)	471 単位 (455 単位)
30 分未満	471 単位 (451 単位)	589 単位 (564 単位)	707 単位 (677 単位)
30 分以上 1 時間未満	823 単位 (794 単位)	1029 単位 (993 単位)	1235 単位 (1191 単位)
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位 (1090 単位)	1410 単位 (1363 単位)	1692 単位 (1635 単位)

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

夜間 18 時から 22 時 早朝 6 時から 8 時は 25 % の加算となります。 深夜 22 時から翌日 6 時は 50 % の加算となります。

○サービスの加算料金

加 算 項 目		単 位	
特別管理加算 ・ (1 月につき) 重症度別		: 500 単位	: 250 単位
緊急時訪問看護加算 ・ (1 月につき)		: 600 単位	: 574 単位
退院時共同指導加算		600 単位	
初回加算 ・		: 350 単位	: 300 単位
看護・介護職員連携強化加算		250 単位	
定期巡回・随時対応連携型訪問看護 要介護 5 の方への加算		2954 単位 800 単位	
ターミナルケア加算 (死 亡 月)		2500 単位	
複数名訪問加算	所要時間 30 分未満の場合	254 単位	看護補助員 201 単位
	所要時間 30 分以上の場合	402 単位	看護補助員 317 単位
長時間訪問看護加算		300 単位	
遠隔死亡診断補助加算		150 単位	
専門管理加算 (1 月につき)		250 単位	
口腔連携強化加算		50 単位	
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100	
業務継続計画未策定減算		-1/100	
12 カ月を超えて介護予防訪問看護を行った場合		1 回につき-5 単位	

長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに 1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算する。 岡山市は地域加算対象となり、各サービスに X10.21 の加算となります。

上記の基本料金は 1 割負担額です。負担割合に従い 1～3 割の料金になります。

<1 ヶ月の利用料の目安>

○○○単位 × 【サービス利用回数】 × 10.21 = 合計 _____ 円

↓

_____ 円 + 【加算料金】 + 【保険外費用】 = 利用料金合計 _____ 円

介護保険適用の場合、必要単位数 × 10.21 を加算し、その 1～3 割 (負担割合証) が自己負担となります。

介護保険法が改正になりました場合、利用料金は変更となります。 保険証、医療受給者証などを確認させていただきます。変更がありましたらお知らせ下さい。

通常の医療保険サービスを超過して利用された場合	
営業時間内 (9 時 ~ 17 時) 30 分につき	4.000 円

夜間 17 時～22 時/6 時～9 時 30 分につき	4.500 円
深夜 22 時～翌 6 時 30 分につき	6.000 円
2 時間を超えた場合 30 分につき	1.500 円

(24 時間対応加算の契約がある場合は、営業日以外の訪問加算は発生しません。)

また契約がない方につきましては契約日以外の訪問は行っておりません。

その他

死後の処置料	10.000
複写物	無料

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	1 km につき	20 円
-------	----------	------

(4) キャンセル料金

ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 30%
ご利用当日訪問時に不在の場合	当該基本料金の 50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに請求しますので、指定された方法でお支払いください。

(6) 訪問看護指示料

訪問看護を行う上で、主治医の指示書が必要となります。訪問看護指示料に関しましては、指示書を出して頂く医師の医院・または病院へ受診時に支払って頂きます。300 円～900 円(医療・介護保険証によって異なります。)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ご利用者様、主治医と必要なサービスの決定後、訪問看護計画作成と同時に契約を行い、サービス提供を開始いたします。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに、お申し出ください。

当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の主治医の指示により看護師による訪問が不必要と判断された場合
(介護保険対象者は介護保険を利用し再契約を行うこともできます)

- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者が亡くなられた場合

契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様が緊急で入院された場合、今までの経過や情報を文章にて医療機関へ提供できます。必要な時はお申し付けください。
- ・ご利用者様に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 災害時対策

1	非常災害時のキーパーソン	
2	災害避難場所	
3	非常時の連絡先	

- (1) 災害の状況により出来る限りの安全を確保した上で、訪問を打ち切ることもあります。
- (2) 実際に地震等の災害が発生した時に、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合ってください。
- (3) 災害の為の緊急依頼は対応できかねる場合もあります、

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族など、関係各位へ連絡します。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄 :)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄 :)
	連 絡 先	

主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準	
------------------------	--

8 実習生受け入れ

高齢化社会と老々介護等による在宅医療のニーズの増加しておりますが、訪問看護師不足が全国的にも問題となっております。

当事業所では訪問看護師育成のため訪問看護実習生の受け入れを適宜行っております。

担当看護師と共に看護師または看護学生が訪問に同行させて頂き見学またはケア等をさせて頂く事があります。しかしながらご利用者様、ご家族の皆様の生活を第一と考えております。

受け入れが難しい場合は、訪問看護師にご遠慮なくお申し出ください。

安心して訪問看護サービスを受けて頂けるよう、同行は控えさせていただきます。

【 会社の概要 】

社 名	株式会社 ハッピーファーム
資本金	100 万円
社員数	10 名（契約社員含む）
設 立	平成 25 年 2 月
所在地	岡山県岡山市中区海吉 1794 番地 3 号
代表者	福田 貴通

この頁以下余白